

介保第210号
令和3年9月30日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者 様

奈良県 医療・介護保険局 介護保険課長
(公印省略)

高齢者福祉施設・介護サービス事業所における
新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への取り組みにご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月27日から実施してきた本県の「新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処措置」について、これまで積極的な取り組みをお願いしてきたところですが、これまでで最大の感染規模となった第5波は、県民の皆様の感染防止対策への協力を得て、ようやく落ち着いてまいりました。感謝申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルスとの戦いは、今後更に長期間にわたる可能性があります。

そこで、短期集中的な対策として実施してきた「緊急対処措置」は、現在の期限である9月30日をもって一旦終了し、新たに「奈良県新型コロナウイルス感染症9.29対処方針」に基づく措置を実施することにいたしました。今後、第6波に備えた対処が必要なことから、感染症のリスクをできるだけ下げ、県民の命を守ることを最重点とし、社会・経済活動と日常生活の維持との両立を図ることといたします。

高齢者施設等の管理者の皆さまにおかれましては、「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」等を参考に引き続きクラスター発生予防に関する対策をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策「奈良県新型コロナウイルス感染症9.29対処方針」の全文は、以下URLに掲載しております。

(<http://www.pref.nara.jp/59301.htm>)

施設整備係

TEL:0742-27-8534

介護事業係

TEL:0742-27-8532